

進路便り

令和7年10月 8日
北陽中学校 進路係
第 27 号

推薦入試について

推薦入試には、学校長の推薦が必要な学校長推薦と、その必要のない自己推薦の2通りあります。道内の公立高校と4高専は、すべて自己推薦です。私立高校は、学校によって異なります。推薦を考えている人は、希望している高校の推薦が学校長推薦なのか自己推薦なのかを必ず確認してください。

なお、学校長推薦と自己推薦では、提出書類や日程が異なります。間違えないよう注意してください。

1) 学校長推薦について

北陽中学校の学校長推薦の基準は、以下の通りで、希望者に書いてもらう『推薦依頼書』の内容と下記の各項目を総合的に見て判断します。

人物面と学習面の両方について、学校長に学校推薦に値すると認められる生徒

(1) 人物面

①生徒・保護者の考えが一致していて、その依頼に基づく推薦依頼であること。かつ、以下のイロが事前に了解されていること。

イ 推薦委員会、学校長の審査判定によって初めて推薦決定となることが了解されていること。

ロ 推薦による出願で、合格内定とならなかった場合の進路選択の方針もあらかじめ決められていること。

②進学先の上級学校での卒業までの在学見通しが確実であると見込まれること。

③生活・行動・授業態度などの面で問題がないこと。

※学校長により推薦者と認められた後に、生活・行動・授業態度などの面において問題行動が生じた場合は、推薦者の認定を取り消すこともありうる。

④特別活動、学級活動、校外活動等で頑張っていると認められること。

⑤私立高校や高等専門学校は、その学校が示す推薦基準に合致していると認められること。

(2) 学習面

①高等専門学校 各高等専門学校から示された基準以上であること。

②私立高等学校 各私立高校から示された基準以上であること。

◇学校長推薦の日程と手続き

学校長推薦を必要とする受験を考えている人は、『第3回進路希望調査』で推薦を希望していることを明記してください。その後、担任の先生と相談してから手続きをとってください。日程は以下の通りですが、出願日程によっては変更する場合があります。担任の先生と相談できていない人には、推薦依頼書を渡すことができません。

10月 9日(木)	『第3回進路希望調査』配付
10月下旬	担任の先生との教育相談
11月 4日(火)	推薦手続き開始(担任の先生から推薦依頼書をもらう)
11月14日(金)	推薦手続き依頼書提出締切
11月下旬	推薦委員会
12月上旬	校長面接 → 推薦候補者の決定

II) 自己推薦について

令和5年度入試より、公立高校は学校長推薦を必要としない自己推薦入試に変わりました。それによって、一部私立高校や道内4高専も自己推薦入試に変更されています。学校長による推薦がないからといって、誰でもできるということではありません。教育委員会から出されている『公立高等学校入学者選抜の手引』の出願資格には、次のように書かれています。

- ・出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であるもの（定時制はさらに、「自主的に学習できる強い意志を有するもの」となっています）。
- ・当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

つまり、『自分はその高校の教育方針を理解し、高校が求めている生徒にあてはまっている。また、その高校でなければならない志望動機や理由もはっきりしていると考えられる人は自己推薦で受検してもいいですよ。』ということです。そのため、自己推薦を希望する人は、出願時に願書と一緒に『自己推薦書』を提出することになっています。

※『自己推薦書』は自己責任で作成することを原則とします(先生方のチェックは、誤字・脱字や文章内容の良し悪しについて程度です)。

※『自己推薦書』の内容が大きく可否に関わると予想されます。

◇自己推薦の日程と手続き

自己推薦による受験を考えている人は、『第3回推薦希望調査』で推薦を希望していることを明記してください。その後、担任の先生との教育相談を通して『出願予定校調査(第4回進路希望調査)』で最終的な確認をします。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 10月 9日(木) | 『第3回進路希望調査』配付 |
| 10月下旬 | 担任の先生との教育相談 |
| 11月13日(木) | 放課後、「公立高校自己推薦希望者説明会」開催
※『自己推薦書の作成に向けて』を配付 |
| 12月上旬 | 自己推薦書の下書き完成 |
| 12月25日(木) | 自己推薦書提出締め切り |
| ※私立高校の自己推薦は学校により、提出物が異なるため、個別指導になります。 | |